

平成 2 9 年

1 2 月 定例会提案議案概要

1 1 月 2 0 日送付

2 3 議案

- ・ 専決処分 1 議案
- ・ 補正予算 5 議案
- ・ 条例 7 議案
- ・ その他議案 1 0 議案

専決処分

■11/7 付専決

議案第 104 号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第 7 号）

損害賠償の額を定めることについて

【内容】平成 29 年 2 月 12 日に長浜市役所西浅井支所敷地内で発生した、滋賀県から貸与を受けた除雪車の破損事故に係る損害賠償の額を定めたものです。

損害賠償の額…4,757,076 円

補正予算関係

議案第 105 号 平成 29 年度長浜市一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 106 号 平成 29 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 1 号）

議案第 107 号 平成 29 年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 108 号 平成 29 年度長浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 109 号 平成 29 年度長浜市病院事業会計補正予算（第 1 号）

条例関係

所管課	内 容													
農政課	<p><u>議案第 110 号 長浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について</u></p> <p>農業委員会等に関する法律の一部が平成 28 年 4 月 1 日施行により改正され、経過措置の期間である現農業委員の任期が平成 30 年 7 月 19 日に満了することに伴い、長浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定するものです。</p> <p>【法改正の概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>選出方法</th> <th>主な役割</th> <th>任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業委員</td> <td>改正前： 選挙又は選任</td> <td rowspan="2">○委員会にて審議し、最終的に合議体として決定する ・農地法に基づく許認可業務 ・行政庁への意見書提出 ・農地利用最適化指針の作成、変更</td> <td rowspan="2">3 年</td> </tr> <tr> <td>改正後： 推薦・公募し、議会の同意を得て市長が任命</td> </tr> <tr> <td>農地利用最適化推進委員</td> <td>新設： 推薦・公募し、農業委員会が委嘱</td> <td>○担当区域における現場活動 ・担い手への農地集積・集約化 ・耕作放棄地対策 ・農地パトロール</td> <td>3 年</td> </tr> </tbody> </table> <p>【主な制定内容】</p>	区 分	選出方法	主な役割	任期	農業委員	改正前： 選挙又は選任	○委員会にて審議し、最終的に合議体として決定する ・農地法に基づく許認可業務 ・行政庁への意見書提出 ・農地利用最適化指針の作成、変更	3 年	改正後： 推薦・公募し、議会の同意を得て市長が任命	農地利用最適化推進委員	新設： 推薦・公募し、農業委員会が委嘱	○担当区域における現場活動 ・担い手への農地集積・集約化 ・耕作放棄地対策 ・農地パトロール	3 年
区 分	選出方法	主な役割	任期											
農業委員	改正前： 選挙又は選任	○委員会にて審議し、最終的に合議体として決定する ・農地法に基づく許認可業務 ・行政庁への意見書提出 ・農地利用最適化指針の作成、変更	3 年											
	改正後： 推薦・公募し、議会の同意を得て市長が任命													
農地利用最適化推進委員	新設： 推薦・公募し、農業委員会が委嘱	○担当区域における現場活動 ・担い手への農地集積・集約化 ・耕作放棄地対策 ・農地パトロール	3 年											

	<p>■定数</p> <table border="1" data-bbox="475 241 1406 389"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現行</th> <th>制定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業委員</td> <td>38人(選挙30、選任8)</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>農地利用最適化推進委員</td> <td>-</td> <td>27人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【他改正条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 <p>■報酬額の改正</p> <table border="1" data-bbox="475 584 1406 887"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業委員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 会長</td> <td>月額 46,000円</td> <td>月額 50,000円</td> </tr> <tr> <td> 副会長</td> <td>月額 38,000円</td> <td>月額 40,000円</td> </tr> <tr> <td> 委員</td> <td>月額 31,000円</td> <td>月額 31,000円</td> </tr> <tr> <td>農地利用最適化推進委員</td> <td>-</td> <td>月額 26,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行日】平成30年4月1日</p> <p>※施行日以後最初の改選による農業委員及び農地利用最適化推進委員から適用。</p>	区 分	現行	制定後	農業委員	38人(選挙30、選任8)	20人	農地利用最適化推進委員	-	27人	区分	現行	改正後	農業委員			会長	月額 46,000円	月額 50,000円	副会長	月額 38,000円	月額 40,000円	委員	月額 31,000円	月額 31,000円	農地利用最適化推進委員	-	月額 26,000円
区 分	現行	制定後																										
農業委員	38人(選挙30、選任8)	20人																										
農地利用最適化推進委員	-	27人																										
区分	現行	改正後																										
農業委員																												
会長	月額 46,000円	月額 50,000円																										
副会長	月額 38,000円	月額 40,000円																										
委員	月額 31,000円	月額 31,000円																										
農地利用最適化推進委員	-	月額 26,000円																										
下水道課	<p>議案第111号 長浜市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について</p> <p>平成28年8月に策定した長浜市下水道事業地方公営企業法適用基本計画に基づき、公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定を適用するため、長浜市公共下水道事業の設置等に関する条例を制定するものです。</p> <p>【主な制定内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公営企業法の財務規定を適用し、長浜市公共下水道事業を設置 ・公共下水道事業の事業範囲に関する事項 ・地方公営企業法の規定に基づく議決行為等に関する事項 ・会計事務の処理のうち、会計管理者に与える権限に関する事項 ・経営状況の公表に関する事項 <p>【他改正条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長浜市特別会計条例 長浜市公共下水道事業特別会計を廃止 <p>【施行日】平成30年4月1日</p>																											
都市計画課	<p>議案第112号 長浜市営駐車場条例の一部改正について</p> <p>田村駅東駐車場の駐車料金について、障害者基本法第24条の規定の趣旨に鑑み、減免することができる規定を設けるため条例を改正するものです。</p> <p>【施行日】公布の日</p>																											

都市計画課	<p>議案第 113 号 長浜市特別用途地区建築条例及び長浜市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例の一部改正について</p> <p>都市緑地法等の一部を改正する法律の施行により、建築基準法が平成 30 年 4 月 1 日に一部改正されることに伴い、項ずれが生じることから当該規定を引用する本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【施行日】平成 30 年 4 月 1 日</p>												
建築住宅課	<p>議案第 114 号 長浜市市営住宅条例の一部改正について</p> <p>市営住宅箱柳団地について、施設の老朽化により入居者の他団地等への移転を進め全入居者の移転が完了したことから、用途廃止するため条例を改正するものです。</p> <p>また、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行により、公営住宅法等が平成 29 年 7 月 26 日に一部改正されたことに伴い、条ずれが生じたことから当該規定を引用する本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【施行日】公布の日</p>												
歴史遺産課	<p>議案第 115 号 長浜市歴史民俗資料館条例及び長浜市郷土資料館条例の一部改正について</p> <p>高月観音の里歴史民俗資料館の休館日を変更するため、歴史民俗資料館条例の一部を改正し、小谷城戦国歴史資料館の開館時間を変更するため、郷土資料館条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <table border="1" data-bbox="450 1451 1423 1697"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更項目</th> <th>現行</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高月観音の里歴史民俗資料館</td> <td>休館日</td> <td>月曜日・火曜日</td> <td>火曜日</td> </tr> <tr> <td>小谷城戦国歴史資料館</td> <td>開館時間</td> <td>午前 9 時 30 分～ 午後 5 時</td> <td>午前 9 時～午後 5 時</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行日】平成 30 年 4 月 1 日</p>		変更項目	現行	変更後	高月観音の里歴史民俗資料館	休館日	月曜日・火曜日	火曜日	小谷城戦国歴史資料館	開館時間	午前 9 時 30 分～ 午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時
	変更項目	現行	変更後										
高月観音の里歴史民俗資料館	休館日	月曜日・火曜日	火曜日										
小谷城戦国歴史資料館	開館時間	午前 9 時 30 分～ 午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時										
都市計画課	<p>議案第 116 号 長浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について</p> <p>地区計画の原案の申出があった祇園天王地区地区計画及び祇園八ノ坪地区地区計画について、地区計画に定める地区整備計画を条例に位置づけ、区域内における建築物の制限に関する事項を建築基準法に基づく制限とするため、条例の改正</p>												

	<p>を行うものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1) 適用区域に関する事項 祇園天王地区地区整備計画区域及び祇園八ノ坪地区地区整備計画区域を追加</p> <p>(2) 両計画区域に関する事項 建築物の制限として次の事項を規定</p> <p>① 建築物の用途の制限に関する事項 ② 建築物の容積率の最高限度に関する事項 ③ 建築物の建ぺい率の最高限度に関する事項 ④ 建築物の敷地面積の最低限度に関する事項 ⑤ 壁面の位置の制限に関する事項 ⑥ 壁面の位置の制限の適用除外に関する事項 ⑦ 建築物の高さの最高限度に関する事項</p> <p>【施行日】 祇園天王地区地区計画及び祇園八ノ坪地区地区計画の都市計画の決定の告示日</p>
--	--

その他の事件関係

所管課	内 容
歴史遺産課 健康推進課 高齢福祉介 護課 北部振興局 地域振興課 スポーツ振 興課 市民活躍課 観光振興課	<p><u>議案第 117 号～126 号 指定管理者の指定について</u></p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者を指定することにつ き、議会の議決を求めるものです。</p> <p>それぞれの公の施設の名称、指定管理者及び指定期間は別紙のとおりです。</p> <p><u>議案第 117 号 小谷城戦国歴史資料館の指定管理者の指定について</u> <u>議案第 118 号 東アジア交流ハウス雨森芳洲庵の指定管理者の指定について</u> <u>議案第 119 号 浅井東診療所の指定管理者の指定について</u> <u>議案第 120 号 余呉デイサービスセンターの指定管理者の指定について</u> <u>議案第 121 号 大見いこいの広場の指定管理者の指定について</u> <u>議案第 122 号 高月地区スポーツ施設の指定管理者の指定について</u> <u>議案第 123 号 長浜市多文化共生・国際文化交流ハウスの指定管理者の指定につ いて</u> <u>議案第 124 号 南郷里まちづくりセンターの指定管理者の指定について</u> <u>議案第 125 号 長浜鉄道スクエアの指定管理者の指定について</u> <u>議案第 126 号 己高庵の指定管理者の指定について</u></p>

報告関係

・市長の指定専決

地方自治法第180条第1項の規定に基づく指定専決処分の報告

損害賠償の額を定めることについて 6件

除雪車による物損事故（1件）

公用車による物損事故（2件）

その他の物損事故（3件）

訴えの提起について 1件

議案第 117 号～第 126 号 指定管理者の指定について

所管課	内容
歴史遺産課	<p>議案第 117 号 小谷城戦国歴史資料館の指定管理者の指定について</p> <p>公の施設の名称：小谷城戦国歴史資料館 指定管理者 所在地：長浜市小谷郡上町 139 番地 名 称：小谷城址保勝会 代表者：会長 高橋 文雄 指定期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日</p> <p>議案第 118 号 東アジア交流ハウス雨森芳洲庵の指定管理者の指定について</p> <p>公の施設の名称：東アジア交流ハウス雨森芳洲庵 指定管理者 所在地：長浜市高月町雨森 1193 番地 名 称：雨森自治会 代表者：会長 大橋 徳文 指定期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日</p>
健康推進課	<p>議案第 119 号 浅井東診療所の指定管理者の指定について</p> <p>公の施設の名称：浅井東診療所 指定管理者 所在地：北海道登別市若草町四丁目 24 番地 1 名 称：医療法人若草ファミリークリニック 代表者：理事長 草場 鉄周 指定期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日</p>
高齢福祉介護課	<p>議案第 120 号 余呉デイサービスセンターの指定管理者の指定について</p> <p>公の施設の名称：余呉デイサービスセンター 指定管理者 所在地：彦根市野田山町 1098 番地 名 称：社会福祉法人大樹会 代表者：理事長 片山 紀子 指定期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日</p>
北部振興局 地域振興課	<p>議案第 121 号 大見いこいの広場の指定管理者の指定について</p> <p>公の施設の名称：大見いこいの広場 指定管理者 所在地：長浜市木之本町木之本 1757 番地 2 名 称：株式会社ふるさと夢公社きのもと 代表者：代表取締役 岩根 博之 指定期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日</p>

<p>スポーツ振興課</p>	<p><u>議案第 122 号 高月地区スポーツ施設の指定管理者の指定について</u></p> <p>公の施設の名称：高月運動広場運動場、高月運動広場体育館及び高月運動広場テニスコート</p> <p>指定管理者</p> <p>所在地：長浜市高月町高月 536 番地 2</p> <p>名 称：高月総合型スポーツクラブピース</p> <p>代表者：代表 常陸 和宏</p> <p>指定期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日</p>
<p>市民活躍課</p>	<p><u>議案第 123 号 長浜市多文化共生・国際文化交流ハウスの指定管理者の指定について</u></p> <p>公の施設の名称：長浜市多文化共生・国際文化交流ハウス</p> <p>指定管理者</p> <p>所在地：長浜市神照町 519 番地</p> <p>名 称：特定非営利活動法人長浜市民国際交流協会</p> <p>代表者：理事長 松井 善和</p> <p>指定期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日</p> <p><u>議案第 124 号 南郷里まちづくりセンターの指定管理者の指定について</u></p> <p>公の施設の名称：南郷里まちづくりセンター</p> <p>指定管理者</p> <p>所在地：長浜市新栄町 1065 番地 2</p> <p>名 称：南郷里地域づくり協議会</p> <p>代表者：会長 井沼 稔</p> <p>指定期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日</p>
<p>観光振興課</p>	<p><u>議案第 125 号 長浜鉄道スクエアの指定管理者の指定について</u></p> <p>公の施設の名称：長浜鉄道スクエア</p> <p>指定管理者</p> <p>所在地：長浜市八幡東町 632 番地</p> <p>名 称：公益社団法人長浜観光協会</p> <p>代表者：会長 岸本 一郎</p> <p>指定期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日</p> <p><u>議案第 126 号 己高庵の指定管理者の指定について</u></p> <p>公の施設の名称：己高庵</p> <p>指定管理者</p> <p>所在地：長浜市木之本町木之本 1757 番地 2</p> <p>名 称：株式会社ふるさと夢公社きのもと</p> <p>代表者：代表取締役 岩根 博之</p> <p>指定期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日</p>

第105号 平成29年度長浜市一般会計補正予算(第7号)の概要

一般会計

(単位:千円)

区 分	予 算 額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	52,816,281	10,419,616	888,000	3,222,075	38,286,590
12月補正予算額(第7号)	351,982	171,923	23,100	111,873	45,086
補正後予算額	53,168,263	10,591,539	911,100	3,333,948	38,331,676

1. 災害復旧に関するもの

70,083

- 林業施設災害復旧事業 林道横山岳線、林道七曲線災害復旧工事 46,083【県:30,541】
【市債:15,100】
- 道路橋梁災害復旧事業 市道奥川並線災害復旧業務委託 24,000【国:16,000】
【市債:8,000】

2. 補助採択によるもの

147,426

- しょうがい福祉事務経費 しょうがい福祉システム改修委託 1,426【国:713】
- 中学校校舎等維持管理経費 湖北中学校体育館大規模改修工事 146,000【国:34,127】
【基金:111,873】

3. 年度内に新たに予算措置が必要となったもの

134,473

- しょうがい者自立支援事業 障害児通所給付費追加 89,700【国:44,850】
【県:22,425】
- 介護保険特別会計繰出金 介護保険制度改正に伴うシステム改修費繰出 1,653
- 有害鳥獣対策事業 有害鳥獣捕獲等報償金追加 29,000【県:23,267】
- 商工振興対策事業 ふるさと寄附お礼等業務委託料追加 12,625
- 文化施設管理運営事業 曳山祭保存活用推進業務委託料追加 1,495

■繰越明許費

- 小学校校舎等維持管理経費 高月小学校トイレ改修工事 70,000 教育委員会教育総務課
- 中学校校舎等維持管理経費 虎姫中学校トイレ改修工事、湖北中学校体育館大規模改修工事 214,000 教育委員会教育総務課
- 林業施設災害復旧事業 林道横山岳線、林道七曲線、林道西俣線災害復旧工事 48,199 産業観光部森林整備課
- 道路橋梁災害復旧事業 市道奥川並線災害復旧業務委託料 24,000 北部振興局建設課丹生ダム対策室

■債務負担行為

- 大見いこいの広場指定管理料(H30~32) 12,834 北部振興局地域振興課
- 長浜市多文化共生・国際文化交流ハウス指定管理料(H30~34) 53,930 市民協働部市民活躍課
- 南郷里まちづくりセンター指定管理料(H30~34) 52,340 市民協働部市民活躍課
- 長浜鉄道スクエア指定管理料(H30~34) 10,860 産業観光部観光振興課
- 己高庵指定管理料(H30~34) 19,870 産業観光部観光振興課
- 小谷城戦国歴史資料館指定管理料(H30~32) 14,610 市民協働部歴史遺産課
- 東アジア交流ハウス雨森芳洲庵指定管理料(H30~34) 19,235 市民協働部歴史遺産課
- 高月地区スポーツ施設指定管理料(H30~34) 37,335 市民協働部スポーツ振興課
- 市道石田宮司線道路改良事業(増額変更)(H29~30) 23,600 都市建設部道路河川課

特別会計

第106号 平成29年度長浜市国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第1号)	【債務負担行為】浅井東診療所指定管理料(H30～34)	99,000
第107号 平成29年度長浜市介護保険特別会計補正予算(第1号)	システム改修経費	3,305
	国庫県支出金精算返還金	198,257
	介護保険財政調整基金積立金	203,030
第108号 平成29年度長浜市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	公共下水道管渠管理経費	13,141
	【繰越明許費】公共下水道整備事業(丁野小今幹線)	126,600

企業会計

第109号 平成29年度長浜市病院事業会計補正予算(第1号)	【債務負担行為】電子カルテシステム機器等更新経費	998,000
--------------------------------	--------------------------	---------